

国見町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 2 5 号

国見町行政組織規則の一部を改正する規則

国見町行政組織規則（平成20年国見町規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項第 2 号中「昭和25年法律第285号」を「昭和26年法律第285号」に改める。

別表中「

総務課	秘書広報係	(1) 訴願、訴訟及び直接請求に関すること。 (2) 請願、陳情等に関すること。 (3) 特別職の事務引継に関すること。 (4) 秘書用務に関すること。 (5) 町長の命令伝達に関すること。 (6) 町長の資産公開に関すること。 (7) 渉外、交際及び町村会に関すること。 (8) 庁議その他庁内の連絡調整に関すること。 (9) 叙位、叙勲、褒賞及び表彰に関すること。 (10) 式典及び儀礼に関すること。 (11) 職員団体に関すること。 (12) 条例、規則等の制定並びに改廃に関すること。 (13) 公告式に関すること。 (14) 公印の保管に関すること。 (15) 文書の収受、発送、審査、保存及び事務の管理に関すること。
-----	-------	---

		(16) 行政手続法（平成5年法律第88号）に係る各課連絡調整に関すること。 (17) 行政不服審査、情報公開及び個人情報保護に関すること。 (18) マイナンバー制度に関すること。 (19) 広報及び広聴に関すること。 (20) 前各号に掲げるもののほか、秘書広報に関すること。
	庶務係	(1) 課の庶務に関すること。 (2) 議会の招集及び議案に関すること。 (3) 行政組織及び庁内の規律及び取締りに関すること。 (4) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、賞罰その他勤務条件に関すること。 (5) 職員の定数及び定員管理に関すること。 (6) 職員の人事評価に関すること。 (7) 職員共済組合、総合事務組合及び公務災害補償に関すること。 (8) 特別職報酬審議会に関すること。 (9) 地方分権に関すること。 (10) 職員の安全及び衛生管理に関すること。 (11) 職員の研修及び福利厚生に関すること。 (12) 町の慣行及び行事等の後援に関すること。 (13) 公益通報者保護に関すること。 (14) 町民相談に関すること。 (15) 総合教育会議に関すること。 (16) 前各号に掲げるもののほか、他の所管に属さない事項の処理に関すること。
	財政係	(1) 予算の編成及び執行の調整に関すること。 (2) 財政の計画及び運営の調整に関すること。 (3) 財政の統計、調査、分析及び状況の公表に関すること。

		(4) 地方公会計に関すること。 (5) 地方交付税に関すること。 (6) 町債、一時借入金及び基金に関すること。 (7) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関すること。 (8) 庁舎及び附属施設の維持管理に関すること。 (9) 町の区域及び境界に関すること。 (10) 公共施設及び公有財産管理の総合調整に関すること。 (11) 町有財産の災害共済に関すること。 (12) 普通財産の取得、処分、貸付及び管理に関すること。 (13) 町有地の登記に関すること。 (14) 財産台帳の整備及び調整に関すること。 (15) 指定管理者制度に関すること。 (16) 公用車の運行管理に関すること。 (17) 寄附採納に関すること。 (18) 前各号に掲げるもののほか、財政に関すること。
企画調整課	総合政策係	(1) 課の庶務に関すること。 (2) 町政の基本的施策の企画調整に関すること。 (3) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 地方創生、構造改革特区及び地域再生等に関すること。 (5) 行財政改革及び行政評価に関すること。 (6) 広域行政に関すること。 (7) 国土利用計画に関すること。 (8) 大規模土地取引等土地利用対策に関すること。 (9) 福島地方土地開発公社に関すること。 (10) 交流連携に関すること。 (11) 地域おこし協力隊に関すること。

		(12) まちづくり推進協議会に関する事。 (13) コミュニティ助成に関する事。 (14) 情報システム及び情報化計画に関する事。 (15) 電子自治体に関する事。 (16) 情報化推進及び事務電算化に関する事。 (17) 各種統計調査及び統計資料整備に関する事。 (18) その他調査及び調査資料整備に関する事。 (19) 統計調査員及び統計関係団体との連絡調整に関する事。 (20) 前各号に掲げるもののほか、総合政策に関する事。
	過疎対策係	(1) 過疎地域持続的発展計画に関する事。 (2) 地域プロモーションに関する事。 (3) 地域ブランディング及びCI戦略に関する事。 (4) 移住及び定住促進総合対策に関する事。 (5) リノベーションまちづくりに関する事。 (6) 前各号に掲げるもののほか、過疎対策に関する事。
	地域振興係	(1) 地域振興の総合調整に関する事。 (2) 国見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年国見町教育委員会規則第1号）第2条第1号から第6号に掲げる事務に関する事。 (3) 前各号に掲げるもののほか、地域振興に関する事。
	文化財センター	(1) 国見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第7号に掲げる事務に関する事。

」を「

総務課	秘書広報係	(1) 訴願、訴訟及び直接請求に関する事。 (2) 請願、陳情等に関する事。 (3) 特別職の事務引継に関する事。 (4) 秘書用務に関する事。 (5) 町長の命令伝達に関する事。
-----	-------	--

		(6) 町長の資産公開に関すること。 (7) 渉外、交際及び町村会に関すること。 (8) 庁議その他庁内の連絡調整に関すること。 (9) 叙位、叙勲、褒賞及び表彰に関すること。 (10) 式典及び儀礼に関すること。 (11) 職員団体に関すること。 (12) 条例、規則等の制定並びに改廃に関すること。 (13) 公告式に関すること。 (14) 公印の保管に関すること。 (15) 文書の収受、発送、審査、保存及び事務の管理に関すること。 (16) 行政手続法（平成5年法律第88号）に係る各課連絡調整に関すること。 (17) 行政不服審査、情報公開及び個人情報保護に関すること。 (18) マイナンバー制度に関すること。 (19) 広報及び広聴に関すること。 (20) 町民相談に関すること。 (21) 前各号に掲げるもののほか、秘書広報に関すること。
	庶務係	(1) 課の庶務に関すること。 (2) 議会の招集及び議案に関すること。 (3) 行政組織及び庁内の規律及び取締りに関すること。 (4) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、賞罰その他勤務条件に関すること。 (5) 職員の定数及び定員管理に関すること。 (6) 職員の人事評価に関すること。 (7) 職員共済組合、総合事務組合及び公務災害補償に関すること。 (8) 特別職報酬審議会に関すること。

		(9) 地方分権に関すること。 (10) 職員の安全及び衛生管理に関すること。 (11) 職員の研修及び福利厚生に関すること。 (12) 町の慣行及び行事等の後援に関すること。 (13) 公益通報者保護に関すること。 (14) 総合教育会議に関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、他の所管に属さない事項の処理に関すること。
	財政係	(1) 予算の編成及び執行の調整に関すること。 (2) 財政の計画及び運営の調整に関すること。 (3) 財政の統計、調査、分析及び状況の公表に関すること。 (4) 地方公会計に関すること。 (5) 地方交付税に関すること。 (6) 町債、一時借入金及び基金に関すること。 (7) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関すること。 (8) 庁舎及び附属施設の維持管理に関すること。 (9) 町の区域及び境界に関すること。 (10) 公共施設及び公有財産管理の総合調整に関すること。 (11) 町有財産の災害共済に関すること。 (12) 普通財産の取得、処分、貸付及び管理に関すること。 (13) 町有地の登記に関すること。 (14) 財産台帳の整備及び調整に関すること。 (15) 指定管理者制度に関すること。 (16) 公用車の運行管理に関すること。 (17) 寄附採納に関すること。 (18) 前各号に掲げるもののほか、財政に関すること。
企画調整課	総合政策係	(1) 課の庶務に関すること。

	(2) 町政の基本的施策の企画調整に関する事。 (3) 総合計画の策定及び進行管理に関する事。 (4) 地方創生、構造改革特区及び地域再生等に関する事。 (5) 行財政改革及び行政評価に関する事。 (6) 広域行政に関する事。 (7) 国土利用計画に関する事。 (8) 大規模土地取引等土地利用対策に関する事。 (9) 福島地方土地開発公社に関する事。 (10) 交流連携に関する事。 (11) 地域おこし協力隊に関する事。 (12) まちづくり推進協議会に関する事。 (13) コミュニティ助成に関する事。 (14) 情報システム及び情報化計画に関する事。 (15) 電子自治体に関する事。 (16) 情報化推進及び事務電算化に関する事。 (17) 情報セキュリティの向上に関する事 (18) D Xの推進に関する事 (19) 各種統計調査及び統計資料整備に関する事。 (20) その他調査及び調査資料整備に関する事。 (21) 統計調査員及び統計関係団体との連絡調整に関する事。 (22) 前各号に掲げるもののほか、総合政策に関する事。
過疎対策係	(1) 過疎地域持続的発展計画に関する事。 (2) 地域プロモーションに関する事。 (3) 地域ブランディング及びCI戦略に関する事。 (4) 移住及び定住促進総合対策に関する事。 (5) リノベーションまちづくりに関する事。 (6) 前各号に掲げるもののほか、過疎対策に関する事。

	地域振興係	(1) 地域振興の総合調整に関すること。 (2) 国見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年国見町教育委員会規則第1号）第2条第1号から第6号に掲げる事務に関すること。 (3) 歴史的風致維持向上計画に関すること (4) 前各号に掲げるもののほか、地域振興に関すること。
	文化財センター	(1) 国見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第7号に掲げる事務に関すること。

」に、「

住民防災課	戸籍係	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 印鑑登録に関すること。 (4) 身分等に係る証明に関すること。 (5) 埋火葬の許可に関すること。 (6) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に関すること。 (7) 人口動態に関すること。 (8) 受刑者名簿に関すること。 (9) 自動車臨時運行許可に関すること。 (10) 諸証明に関すること。 (11) 公的個人認証に関すること。 (12) マイナンバーカードに関すること。 (13) 自衛隊に関すること。 (14) 男女共同参画に関すること。 (15) 犯罪被害支援に関すること。 (16) 前各号に掲げるもののほか、窓口及び庁舎案内に関すること。
	危機管理係	(1) 課の庶務に関すること。 (2) 国民保護に関すること。 (3) 災害対策に関すること。

	(4) 災害救助に関すること。 (5) 地域防災訓練に関すること。 (6) 自主防災組織に関すること。 (7) 国土強靱化に関すること。 (8) 防災会議及び防災計画に関すること。 (9) 防災行政無線に関すること。 (10) 消防団及び水防団並びに消防組合に関すること。 (11) 消防施設の維持管理及び整備に関すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、危機管理に関すること。
生活交通係	(1) 行政連絡員及び町内会に関すること。 (2) 集会施設の助成に関すること。 (3) 地区センターの維持管理及び利用に関すること。 (4) 地縁団体の認可に関すること。 (5) 交通安全対策に関すること。 (6) 暴力団排除、防犯及び防犯灯に関すること。 (7) 衛生処理組合及び生活環境推進員に関すること。 (8) ごみ減量化、資源化及びリサイクルに関すること。 (9) 災害等を含む廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (10) 新エネルギー及び地球環境対策に関すること。 (11) 公害対策及び生活環境保全に関すること。 (12) 墓地、埋葬及び火葬場協議会に関すること。 (13) 自然保護に関すること。 (14) 食品衛生に関すること。 (15) 犬の登録及び狂犬病予防等に関すること。 (16) 社会貢献活動及びNPOに関すること。 (17) 公共交通及び福祉有償運送に関すること。 (18) 被災者生活再建支援に関すること。 (19) 原発災害に係る損害賠償の請求及び相談に関すること。

	(20) 前各号に掲げるもののほか、生活交通に関すること。
--	-------------------------------

」を「

住民防災課	戸籍係	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 印鑑登録に関すること。 (4) 中長期在留者の届出に関すること (5) 身分等に係る証明に関すること。 (6) 埋火葬の許可に関すること。 (7) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に関すること。 (8) 人口動態に関すること。 (9) 受刑者名簿に関すること。 (10) 自動車臨時運行許可に関すること。 (11) 諸証明に関すること。 (12) 公的個人認証に関すること。 (13) マイナンバーカードに関すること。 (14) 自衛隊に関すること。 (15) 男女共同参画に関すること。 (16) 犯罪被害支援に関すること。 (17) 前各号に掲げるもののほか、窓口及び庁舎案内に関すること。
	危機管理係	(1) 課の庶務に関すること。 (2) 国民保護に関すること。 (3) 災害対策に関すること。 (4) 災害救助に関すること。 (5) 地域防災訓練に関すること。 (6) 自主防災組織に関すること。 (7) 国土強靱化に関すること。 (8) 防災会議及び防災計画に関すること。 (9) 防災行政無線に関すること。

		(10) 消防団及び水防団並びに消防組合に関する事。 (11) 消防施設の維持管理及び整備に関する事。 (12) 前各号に掲げるもののほか、危機管理に関する事。
	生活交通係	(1) 行政連絡員及び町内会に関する事。 (2) 集会施設の助成に関する事。 (3) 地区センターの維持管理及び利用に関する事。 (4) 地縁団体の認可に関する事。 (5) 交通安全対策に関する事。 (6) 暴力団排除、防犯及び防犯灯に関する事。 (7) 衛生処理組合及び生活環境推進員に関する事。 (8) ごみ減量化、資源化及びリサイクルに関する事。 (9) 災害等を含む廃棄物の処理及び清掃に関する事。 (10) 新エネルギー及び地球環境対策に関する事。 (11) 公害対策及び生活環境保全に関する事。 (12) 墓地、埋葬及び火葬場協議会に関する事。 (13) 自然保護に関する事。 (14) 食品衛生に関する事。 (15) 犬の登録及び狂犬病予防等に関する事。 (16) 社会貢献活動及びNPOに関する事。 (17) 公共交通及び福祉有償運送に関する事。 (18) 被災者生活再建支援に関する事。 (19) 原発災害に係る損害賠償の請求及び相談に関する事。 (20) 前各号に掲げるもののほか、生活交通に関する事。

」に、「

上下水道課	上下水道係	(1) 国見町水道事業管理規程（昭和61年国見町訓令第1号）第2条に関する事。 (2) 渇水対策施設に関する事。 (3) 下水道及び流域下水道に関する事。
-------	-------	---

		(4) 下水道施設の維持管理に関する事。 (5) 下水道検針及び下水道料金に関する事。 (6) 下水道施設の設計及び工事監督施行に関する事。 (7) 下水道資産の管理に関する事。 (8) 関係諸団体との連絡調整に関する事。 (9) 下水道公認店制度認定及び指定更新に関する事。 (10) 下水道業務統計及び調査に関する事。 (11) 合併処理浄化槽に関する事。 (12) 浄化センター周辺対策に関する事。 (13) 前各号に掲げるもののほか、上下水道に関する事。
--	--	---

」を「

上下水道課	上下水道係	(1) 国見町水道事業管理規程（昭和61年国見町訓令第1号）第2条に関する事。 (2) 渇水対策施設に関する事。 (3) 下水道事業会計に関する事 (4) 下水道及び流域下水道に関する事。 (5) 下水道施設の維持管理に関する事。 (6) 下水道検針及び下水道料金に関する事。 (7) 下水道施設の設計及び工事監督施行に関する事。 (8) 下水道資産の管理に関する事。 (9) 関係諸団体との連絡調整に関する事。 (10) 下水道公認店制度認定及び指定更新に関する事。 (11) 下水道業務統計及び調査に関する事。 (12) 合併処理浄化槽に関する事。 (13) 浄化センター周辺対策に関する事。 (14) 前各号に掲げるもののほか、上下水道に関する事。
-------	-------	---

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。